

投資信託約款 新旧対照表

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・ファンド<為替ヘッジあり>

新	旧
(信託事務の諸費用) 第 38 条 投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 (以下、略)	(信託事務の諸費用) 第 38 条 投資信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)についても、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 (以下、略)
(運用状況に係る情報の提供) 第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供することができます。</u> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u>	(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第 56 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。</u><u>この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u>

パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド

新	旧
(運用状況に係る情報) 第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>事項に係る情報を提供しません。</u>	(運用報告書) 第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>運用報告書を交付しません。</u>